

第4章 石垣島の風景の将来像





第4章 石垣島の風景の将来像

この章では、概ね20年後を目標とした石垣島の美しい風景を想定し、初動期（概ね当初の5年間）、展開期（概ね5年後～15年後）、目標期（概ね15年後～20年後）の3段階に応じた、風景づくりの考え方を示します。

4-1 将来の良好な風景づくりに向けた基本的な考え方

石垣島の風景は、地形や自然環境と、そこに展開する生態系、そして私たち人間の経済や文化活動により成り立っており、「生態系の環境」と「暮らしの営みによる環境」とそれを支える「自然環境」とが密接に関係し、個性あふれる風景を生み出しています。

したがって、風景づくりにあたっては、「自然環境」・「生態系の環境」・「暮らしの営みによる環境」の3つの視点にたって風景のあり方を考える必要があります。この場合、望ましい風景の基本的な考え方とは、自然風景の中では、人工建造物は脇役であるという考え方です。

石垣島が、自然環境とそこで生息する動植物だけであれば自然界の法則にしたがい自ずと調和がもたらされることでしょう。しかし、石垣島は約5万人が暮らす生活の場でもあります。ここでは、生活のための様々な社会経済活動が行われていて、様々な資源（水・空気・土地・土壌・海など）を利用しています。その結果として、自然環境に負荷を与え、動植物の生息場所を侵

しながら自らの生活環境を確保しています。

しかしながら、石垣島の資源は有限であり、「自然環境」や「生態系の環境」との調和に配慮せずに環境負荷を与え続ければ、もっとも大切な個性（白い砂浜、人工物のない海岸、多様な生物が生息する環境、そしてこの島固有の地形など）を失うこととなります。

したがって、地形や自然環境への変更は必要最小限にして不必要に改変せず、私たちの諸活動は自然環境と生態系への配慮を第一に考える必要があります。その上で、自らの諸活動の結果として持たせられる風景の変化に関心と責任を持たなければなりません。

さらに、過去から現在まで、絶え間ない暮らしの営みの中で築いてきた島の歴史・文化を今一度見直し、過去の記憶を継承した上で、再び創造し、現代の生活に即した形でそれをあらためて解釈することが大切です。

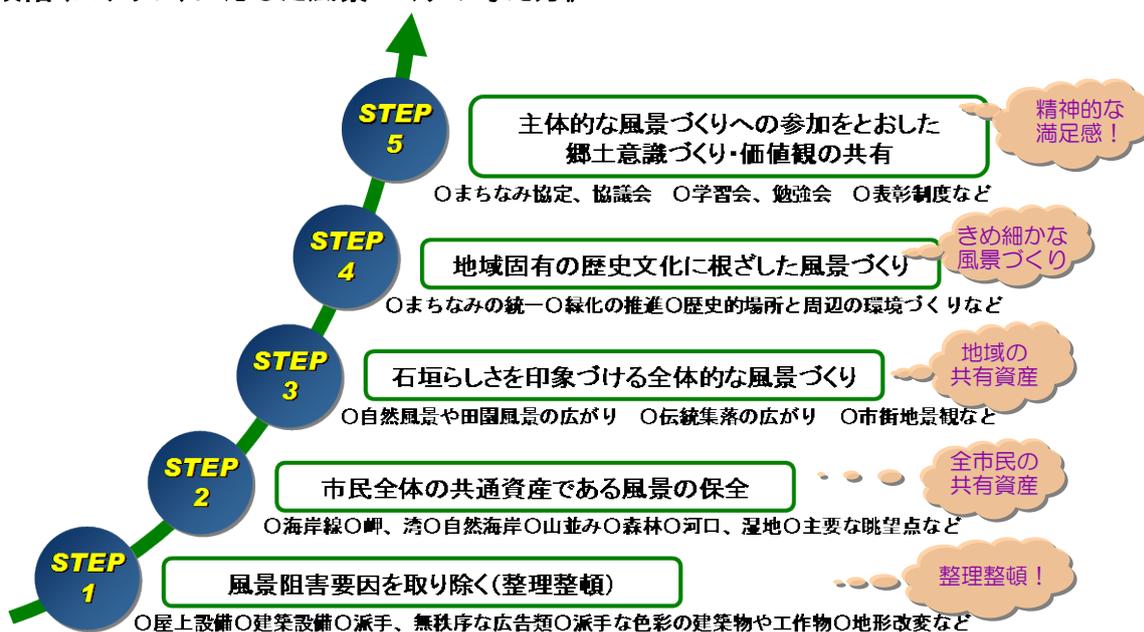
以上のような考えのもとに風景の将

来像を捉え、自然環境、生態系、諸活動が調和した一体的な風景として統合されていくことが重要です。

4-2 段階的な風景づくり

この節では、本計画が目標とする20年後の風景の将来像へ向けた、段階的な取り組み方針を示します。

《段階(ステップ)に応じた風景づくりの考え方》



□第1段階 整理整頓を心がけるだけで風景は格段によくなります。

第3章第3節で示したとおり、私たちの周りは風景阻害要因で満ち溢れています。その中には風景づくりの視点が欠けているという単純な理由によるものも多く、配慮し、改善するだけで全体が良くなるものがあります。この段階では、一人ひとりが風景づくりの主人公であることを意識し、風景阻害となる要因をなくす、あるいは減らすように努力しましょう。

□第2段階 誰もが納得する市民共通の風景資産を守ります。

美しい山容を誇る於茂登岳や野底岳(マーペー)の姿、名勝川平湾やラムサール条約の登録湿地である名蔵アンパル、海岸線につながるなだらかな地形や内陸部の丘陵地帯に広がる微高地形の与那岡などの岡(むり)、川平石崎、野底崎、野底石崎などの岬と湾が連続する風景、玉取崎展望台から望む平久保半島方面への眺め、灯台のある風景として親しまれる御神崎(おがんだき)



や平久保崎、観光客を魅了する白保や米原のサンゴ礁の水中景観など、本市を代表する風景資産は最優先で保全されなければなりません。

□第3段階 石垣島を内外から印象づける‘石垣らしい’風景資産を守り、直します。

他地域から訪れる人々にとって最も石垣島を印象づける風景の特徴は、世界的にも誇ることのできる自然環境により構成される自然風景、先人が長い時間をかけて自然や風土に根ざして創り上げてきた農村風景、そして、政治、経済、文化の中心地である中心市街地の都市的景観が雑然とせず秩序良く構成されている点です。したがって、人々が‘石垣らしい’と感じるこの特徴を守り、直します。

□第4段階 各字、町内、集落など、地域が愛する、残したい、創りたい風景づくりを心がけます。

石垣島でこれまで集落が形成されたことのある場所においては、自然や神々、あるいは、祖先と人々との関係を物語る場所や物が存在し、自然環境や祭祀儀礼等との関わりの中から形づくられた風景が数多くあります。このような風景を大切に守っていくことが地域らしさを守ることにつながります。しかしながら都市化の波はこのような風景が比較的多く残されている旧市街地や農村集落内においても進行中であることから、迅速な対応が求められま

すが、各集落や地域における良好な風景のあり方と土地所有者一人ひとりの土地利用に関する考え方が一致しなければ難しい面もあります。したがって、集落や地域に住む人々の誇りとなる風景づくりのために人々が連携し、行政とともに取り組む必要があります。

□第5段階 市民、事業者及び市にとり風景づくりが日常化し、内部目的化します。

私たちが取り組み、目指してきた風景の将来像が形となって現れ、風景が乱れる、あるいは乱されることに誰もが違和感を感じるようになります。一人ひとりが日々の安らぎや満足感を得るという点で美しい風景の恩恵に与かり、郷土を愛するよう美しい風景に誇りを持つことができるようになる段階です。

4-3 20年後へ向けた実際的な取組み

(1) 初動期（概ね当初の5年間）

～20年後の将来像達成のための基礎づくりをする段階～

①第1段階～第2段階

- 風景阻害要因となる可能性のある
工作物の建設等に関し、高さや規模、
配置等をルール化します。
- 工作物の中でも特に電力供給に必要な
電柱や通信手段としての電話線用の柱、
又は、携帯電話の鉄塔については、高さ、
規模が大きく、材料や色などの意匠も都
市的、工業的であることから、風景づく
りへの影響を考えた配慮が望まれる。こ
れらの工作物は公共的施設であるが故に、
配置場所、デザイン、色、遮蔽措置など
について一定の基準を設け、風景資産の
保全という観点からも社会的貢献が望ま
れます。
- 自然風景への眺望を保全することと、
建築物による圧迫感を可能な限り無くし、
ゆとりある空間を確保するために、建築
物の建築に際して、高さや規模にルール
を定めます。
- 赤瓦と漆喰の石垣らしい屋根並みの市
街地風景が将来達成されることを目的に、
建築物の屋根に関する形態（材料、形状、
色など）を誘導します。
- 島内がより多くの花や緑で満たされ
るよう、建築物や工作物を建築等する際
の敷地内の緑化に関しルールを定めます。
- 屋外広告物の掲示に関し、風景づく
りの観点から適切な規制誘導を図ります。
- 風景づくりへの視点や配慮の欠如によ
り、物件の堆積や土地の開墾等により風
景阻害が発生しないよう、あらかじめル
ールを定めます。
- 市民共通の風景資産となる場所や物
の価値が開発行為や住宅のスプロール等
の影響により低減しないよう、あらかじ
め想定される開発行為等の規模や手法
についてルールを定めます。
- 石垣らしい風景の特徴であるめり
はりの効いた土地利用と、それに基づ
くそれぞれの風景特性を守ります。
- 上記のために、自然風景や農村風
景が主となる地域における開発行為や
住宅のスプロール等を最小限にとどめ、
かつ、その規模や手法が適切なもの
となるように、予めルールを定める
ます。
- 建築物や工作物の形態意匠及び高



さ等に関して、特に保全及び誘導が必要な事柄については、あらかじめ定めたルールを都市計画法に基づく景観地区の内容として定めるなどの措置を講じ、法的担保能力を高めるように努めます。

○風景づくりに様々な主体が自主的に取り組む気運を醸成し、担い手を少しずつ増やしていくことが不可欠であることから、学習会等を継続して実施します。

②新石垣空港開港に関連して

- 新石垣空港が6年後(平成25年)に開港することを想定し、石垣港と併せて新石垣空港ターミナルビル(仮称)が空の玄関口として魅力溢れる空間となるよう、あらかじめ関係機関と連携して取り組みます。
- 新石垣空港から市街地にいたる道路(通称:アクセス道路)及びそ

の沿道の風景づくりはきわめて重要であり、本市を訪れる人々が期待感を膨らませて通過する空間として、石垣らしい自然風景が存分に楽しめ、かつ、本市特有の樹木や花々で迎えることのできる風景づくりに努める必要があることから、あらかじめ関係機関等と連携して取り組みます。

(2) 展開期(概ね5年後~15年後)

~初動期で達成したレベルを維持しながら、

より詳細な風景づくりへ入っていく段階~

①第3段階~第4段階

- 自然環境の悪化が美しい風景に悪影響を与えることから、みだりな開発行為や赤土の流出等により自然環境が悪化しないよう、景観法や本市が定める条例のみならず都市計画法やその他の土地利用に関する規制法を活用し、その適切な誘導を図ります。
- 生活環境の悪化が美しい風景に悪影響を与えることから、処理されない生活排水の自然界への排水や

廃棄物の不法投棄が発生しないよう、関係機関が連携しその予防に取り組みます。

- 集落や地域内に存在する資源に光を当て、掘り起こすこと、そして、そのような資源を、風景づくりや地域活性化のために活用し、風景資産とします。
- 集落や地域のまちづくりリーダー達と市が情報や意見交換をし、学習活動などをつうじて風景づくり

に取り組みます。

- 中でも、各集落や地域には、集落や市街地形成の過程において、自然、神々、祖先などと向き合う中で、大切に守られてきた場所や物（例－樹木、石、岩、井戸など）があることから、そのような場所や物を大切に扱うという視点が風景づくりにも必要です。
- 集落や地域で定めたルールを明確なものとするために、都市計画法に基づく制度（例－風致地区、地

区計画、景観地区など）を風景づくりのために積極的に活用します。

- 市民や事業者が主体となった風景づくりの芽を育て、実効あるものにするため、景観協定などの協定制度を活用します。
- 風景づくりには、市と地元の建築設計士協会等との協力が不可欠であり、気候や風土に根ざした住まいづくりの検討をつうじて、石垣らしい風景づくりに取り組みます。

（3）目標期（概ね15年後～20年後）

～市、市民、事業者が主体となった風景づくりが日常化し、
内部規定として意識されるようになる段階～

①第5段階

- 住まいづくりに関し、「建築物の内部は個人のもの、外部は公共的な空間」という市民意識が根付き、道路などの公共空間だけでなく個人の屋敷内の空間においても、周辺状況や市街地景観全体の統一性などに配慮した空間づくり、素材や色の選択、緑化や修景がなされています。
- 風景づくりに対し、市、市民、事業者が共通認識を持ち、より良い生活環境の指標として風景づくりが捉えられるようになります。
- 島外からの移住希望者やリゾート開発等を計画する外部資本の事業者も風景づくりの基本的な考え方

や作法を理解するようになります。

- 次代を担う児童生徒たちにとっても、風景づくりは家庭や学校をつうじて身近なものとなり、郷土の美しい風景に誇りを持つようになります。